船舶事故調査報告書

平成３０年１２月１９日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	平成３０年６月２日　２０時１５分ごろ
発生場所	静岡県下田市白浜東方沖 　爪木埼灯台から真方位０４８°４海里付近 　（概位　北緯３４°４２．３′　東経１３９°０２．８′）
事故の概要	液化ガスばら積船あさひえーすは、南南西進中、また、漁船第三西彦丸は、漂泊中、両船が衝突した。
事故調査の経過	平成３０年６月５日、主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 　船種船名、総トン数 　船舶番号、船舶所有者等	 Ａ　液化ガスばら積船　あさひえーす、６９７トン 　　　１３２５７３、松盛汽船株式会社 Ｂ　漁船　第三西彦丸、４．８トン 　　　ＳＯ３－１８７５０（漁船登録番号）、個人所有 　　　第２４２－１１０４２号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長Ａ、四級（航海） 船長Ｂ、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	Ａ　右舷船首部外板に擦過傷 Ｂ　船首防舷材に擦過傷
気象・海象	気象：天気　晴れ、風向　南西、風力　３、視界　良好 海象：波高　約１ｍ
事故の経過	Ａ船は、船長Ａほか６人が乗り組み、法定灯火を表示し、約１０．６ノットの対地速力で自動操舵により南南西進していた。 　船長Ａは、単独で船橋当直に当たり、レーダーで映像を認めたものの、前路に他船の灯火等を認めなかったので、レーダーの映像を偽像と思い、船橋後部の海図台に向かって航海日誌の記入などを始め、その後、船首方を振り返ったところ、至近に迫ったＢ船に気付き、左舵一杯を取ったものの、Ｂ船と衝突した。 　Ｂ船は、船長Ｂが１人で乗り組み、法定灯火を表示して集魚灯を点灯し、船首を東方に向けて機関を中立運転とし、一本釣り漁の目的で漂泊を開始した。 　船長Ｂは、北北東方からＢ船に向首して接近するＡ船を目視及びレーダーで認めたが、いずれＢ船を避けてくれると思い、漂泊を続けていたところ、Ａ船がＢ船を避ける様子もなく接近してくるので、機関を後進としたものの、船首部とＡ船の右舷船首部とが衝突した。
分析	Ａ船は、白浜東方沖を南南西進中、船長Ａが、船橋後部の海図台に

	向かって航海日誌の記入などを行っていて船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、前路で漂泊中のＢ船に気付くのが遅れ、Ｂ船と衝突したものと考えられる。 　Ｂ船は、白浜東方沖で漂泊中、船長Ｂが、Ｂ船に向首して接近するＡ船を認めたものの、いずれＡ船がＢ船を避けてくれると思い、漂泊を続けたことから、衝突を避けるための措置を採るのが遅れ、Ａ船と衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、白浜東方沖において、Ａ船が南南西進中、Ｂ船が漂泊中、船長Ａが、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、前路で漂泊中のＢ船に気付くのが遅れ、また、船長Ｂが、いずれＡ船がＢ船を避けてくれると思い、漂泊を続けたため、衝突を避けるための措置を採るのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・航行中は、他の作業を行うことを極力控え、他船を見落とさないよう常時適切な見張りを行うこと。 ・漂泊中であっても、衝突のおそれがある場合は、余裕のある時機に衝突を避けるための措置を採ること。